

レンタカーでHAPPYドライブキャンペーン 取り扱いマニュアル

【加盟店用】 1.0版

取扱マニュアル等は今後、改定される場合がございます。
改定された場合、最新版は随時、公式ホームページに掲載していきます
ので、定期的にご確認いただきますよう、お願い致します。



レンタカーでHAPPYドライブキャンペーン運営事務局
主催：福島県デスティネーションキャンペーン実行委員会

福島県へ観光を目的としレンタカーを2日間以上利用し且つ県内に1泊する方を対象として、参画レンタカー会社から利用者に対して配布される加盟店の皆様が旅行者から受け取る特典クーポン券の概要や、取扱方法、精算方法などを本マニュアルに記載しております。加盟店として参画される事業者の皆様は必ずご確認ください。

1. 「レンタカーでHAPPYドライブキャンペーン」とは----- P.3
 - ・事業の目的
 - ・概要
2. 「レンタカーでHAPPYドライブキャンペーン特典クーポン券」について ----- P. 4
3. スターターキット受け取り、事前準備 ----- P. 5
4. 特典クーポン券の取り扱い方法（お客様からクーポンを受け取る） -- P. 6・7
5. 特典クーポン券の精算について----- P.8～12
 - ・精算の手順1-8
 - ・締め日・入金日程
6. 特典クーポン券の利用対象（店舗について） ----- P.13
7. 特典クーポン券の取り扱い注意事項 ----- P.14・15
8. 問い合わせ先 ----- P.16

1. 「レンタカーでHAPPYドライブキャンペーン」とは

事業の目的

福島県では令和7年4月から6月に開催される「ふくしまプレステーションキャンペーン（以下、「プレDCという。」）において、インバウンドや関東圏からの観光客増加が見込まれることから、二次交通対策の一環として、福島県内のレンタカー会社を利用する観光客に対し、観光施設等で利用できる「特典クーポン券」を配布する事業となります。

概要

本キャンペーンに参画している県内レンタカー会社でレンタカーを2日間以上利用し、且つ福島県内に宿泊される方を対象にレンタカー1台につき、観光施設等で使用できる「特典クーポン券」を配布します。

- (1) レンタカー利用対象期間
5月12日（月）～6月30日（月）
- (2) キャンペーン摘要となる予約受付開始日（レンタカー、宿泊とも）
4月1日（火）～
電話予約またはサイト予約または旅行会社経由（OTA含む）
- (3) 特典クーポン券対象者
 - ・ レンタカー（自家用自動車タイプ）を2日間以上利用。
 - ・ 観光旅行であること。（ビジネス利用を除き個人契約のみ対象とします）
 - ・ 県内に1泊以上宿泊すること。
- (4) 特典クーポン券
 - ・ 期間中、レンタカー利用、合計6,000台分のクーポン券をご準備しております。
 - ・ レンタカー1台につき、3,000円分（1,000円券×3枚）を配布します。
 - ・ 予算の上限に達し次第終了となります。

2. 「レンタカーでHAPPYドライブキャンペーン特典クーポン券」について

特典クーポン券の概要

名称	「レンタカーでHAPPYドライブキャンペーン特典クーポン券」		
発行者	福島県デスティネーションキャンペーン実行委員会		
発行券種	・紙クーポン ・ 1枚 1, 0 0 0 円	(見本)	
利用期間 (クーポンの有効期限)	5月12日(月)～7月1日(火) ※感染症の拡大や予期しない天災等の理由により、配布及び利用を停止することがあります。		
配布方法	本キャンペーンに参画している県内レンタカー会社の各店舗受付窓口にて、レンタカー利用者へお渡しいただきます。		
利用エリア	福島県内		
利用可能店舗	レンタカーでHAPPYドライブキャンペーンの事業者登録を受けた店舗・施設等(土産物店、飲食店などのほか、観光施設、アクティビティなどを含む)		
給付額	レンタカー1台につき3,000円分(1,000円券×3枚)を利用者に配布。		
注意事項	半券が切り離された状態のものは使用できません。万が一、そのような場合は利用者へ使用できない旨をお伝えください。 金券と同じ扱いとなる為、精算用半券(大)と加盟店控え半券(小)は精算手続き完了まで厳重に管理をお願い致します。加盟店様側での盗難や紛失等が生じた際はお支払いが出来ませんので、ご注意ください。		

3.スターターキット受け取り、事前準備

スターターキット（1セット）を、事務局より、各加盟店様へ配送します。スターターキット受領後、必ず内容をご確認ください。（複数店舗の事業者様はまとめて本社へ配送、または各店舗へ配送いたします）

<同封されているもの>

マニュアル



B2ポスター



ステッカー



クーポン券の見本



※各種ツールは、1枚（部）ずつの納品となります。

<スタータキットの荷姿>



スターターキットは、上記の専用封筒にて配送します。
（4月下旬頃到着予定）

精算用封筒（1枚）



受取人払い角2封筒

換金用伝票（2枚）

換金用伝票	
加盟店管理番号	: 12345678 (8桁) 【例】
加盟店名称	: ドライブ土産店 【例】
クーポン枚数	: 6枚 【例】

※精算用封筒は受取人払い封筒となりますので発送代のご負担はございません。

<事務局からのお願い>

※各社のホームページ等での案内や情報発信のご協力をお願い致します。

ポスター、ステッカーは、店頭などのお客様から見えやすい場所へ貼ってください。



Q:スターターキットの中身が不足しています。

A:運営事務局（024-503-1432）までご連絡ください。不足分をお送りいたします。

4.特典クーポン券の取り扱い方法（お客様からクーポンを受け取る）

手順1 会計時お客様が特典クーポン券使用の意思表示

確認ポイントその1：対象外の商品・サービス提供への使用はお断りください。※P15参照

確認ポイントその2：おつりが出ないことをお伝えください。

確認ポイントその3：特典クーポン券で購入した商品の返品・交換はできないことをお伝えください。

手順2 精算をする前にクーポンについて確認ポイント4～8をご確認ください。

確認ポイントその4：半券が切り離されていないかご確認ください。

確認ポイントその5：事務局送付用の半券（大）や加盟店控えの半券（小）をお客様へ渡さないでください。

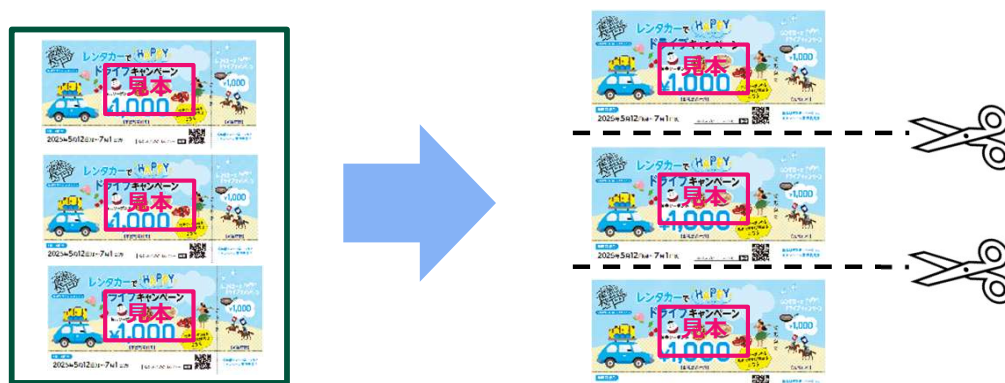
<イメージ>



・半券部分（大）
（事務局送付用）
※精算時に必要です

・半券部分（小）
（加盟店控え）
お客様へ返却しないように
ご注意ください

確認ポイントその6：1枚ずつ切り離されているかご確認ください。



利用者には、3枚綴りの1,000円券クーポンが配布されています。
利用者側で切り離したクーポンを受け取ってください。

4.特典クーポン券の取り扱い方法（お客様からクーポンを受け取る）

確認ポイントその7：利用可能日が期間内であることをご確認ください。

<イメージ>

利用可能期間

2025年5月12日(月)～7月1日(火)



確認ポイントその8：偽造されていないかご確認ください。

偽造防止加工（複写の文字）、色合い、偽造、変造、模造等されていないかご確認ください。（必要に応じて特典クーポン券の見本と比較してください。）

偽造と思われる場合は特典クーポン券の受取を拒否し、運営事務局（024-503-1432）へご連絡ください。

<イメージ>



※コピーをすると模様部分に『複写』の文字が現れます。

※偽造等された特典クーポン券については換金請求に応じられませんので必ずご確認ください。

手順4 お客様から必要枚数を受け取り、不足分は現金等で受領してください。



Q:お客様が誤ってクーポンを洗濯したことなどにより、毀損や汚損されている場合は？

A:偽造防止セキュリティ仕様が判別できた上で、特典クーポン券裏面の管理番号が読めなければ使用できません。また、上記を満たしていても本券部分が破れて面積が5分の4以上ない場合使用できません。どうしても判断できない場合は、運営事務局（024-503-1432）へお問い合わせください。

5.特典クーポン券の精算について

レンタカーでHAPPYドライブキャンペーン 特典クーポン券受け取りから精算までの流れ

手順1. 加盟店がお客様から特典クーポン券を受け取る



手順2. 加盟店から7月31日までに事務局へ換金請求



手順3. 事務局にて審査



手順4. 登録口座へ振込

換金請求
7月31日（木）事務局必着

5.特典クーポン券の精算について

手順1 特典クーポン券の不備がないか確認してください。

確認ポイントその1：P6～P7の内容をご確認ください。

手順2 ミシン目に沿ってクーポンを切り離して保管してください。

特典クーポン半券(大) 半券(小)、ともに取り扱いには十分注意して保管してください。

- ・半券(大)：精算に使用します。回収キットで事務局に送付してください。
- ・半券(小)：精算が完了するまで必ず保管してください。

事務局が精算時に使用するクーポンの半券(大)へ押印やメモ等はしないようにお願いいたします。

※副片の状態によっては精算ができない場合がございますのでご注意ください。
(管理番号が破れや汚れにより確認できない場合など)



【事務局送付用】半券(大)

※精算時に必要です。

(精算方法はP10～12に記載)
加盟店控(小)では精算できません。

【加盟店控え】半券(小)

※入金不一致等で確認する際に必要です。



Q:加盟店控の半券(小)のみを収受し、事務局送付用の半券(大)をお客様に返却してしまった場合は?

A:事務局送付用の半券(大)がないと精算は出来ません。事務局へ発送するまでお手元に保管してください。加盟店控(小)は精算が完了するまで保管してください。

5.特典クーポン券の精算について

手順3 換金請求を行ってください。

【換金請求の方法】

- ・加盟店は、回収キットに入っている専用封筒に、換金用伝票及び受け取った特典クーポンの半券（大）（加盟店控え（小）は切り離して加盟店で保管）を同封し、事務局へ発送してください。精算用封筒は受取人払いとなっておりますので加盟店様のご負担はございません。
- ・7月31日までに到着した換金請求が審査対象となります。7月31日までに確実に半券（大）と換金用伝票が到着するように、余裕をもって発送にご協力ください。

【回収キットについて】

- ・1店舗あたり以下のものを含むスターターキット（1セット）を事務局から配送します。受け取ったら必ず内容を確認し、回収キット（精算用封筒、換金用伝票）は精算の手続きにお使いください。

<イメージ>



【回収キットの配送】

- ・回収キット、換金伝票は4月中旬以降に配送されるスターターキットに同封されています。

1. 精算用封筒（1枚）

<イメージ>



- ・受取人払い角2封筒

2. 換金用伝票（2枚）

<イメージ>

換金用伝票	
加盟店管理番号	: 12345678 (8桁) 【例】
加盟店名称	: ドライブ土産店 【例】
クーポン枚数	: 6枚 【例】

- ・換金用伝票は書き損じ用含め2枚のお渡しとなります。

【請求のタイミング】

- ・特典クーポン券利用可能期間（2025年5月12日～7月1日）以降に換金請求を行ってください。
- ・本事業の終了に伴う**最終換金請求期限は令和7年7月31日です。**
7月31日を過ぎてからの請求には応じられませんのでご注意ください。

5.特典クーポン券の精算について

手順4 換金用伝票に必要事項を記入してください。

<イメージ>

換金用伝票	
加盟店管理番号	: 12345678 (8桁) 【例】
加盟店名称	: ドライブ土産店 【例】
クーポン枚数	: 6枚 【例】

- ・送付するクーポン券の枚数を正確に記入してください。
- ・加盟店名称が記入されているかご確認ください。

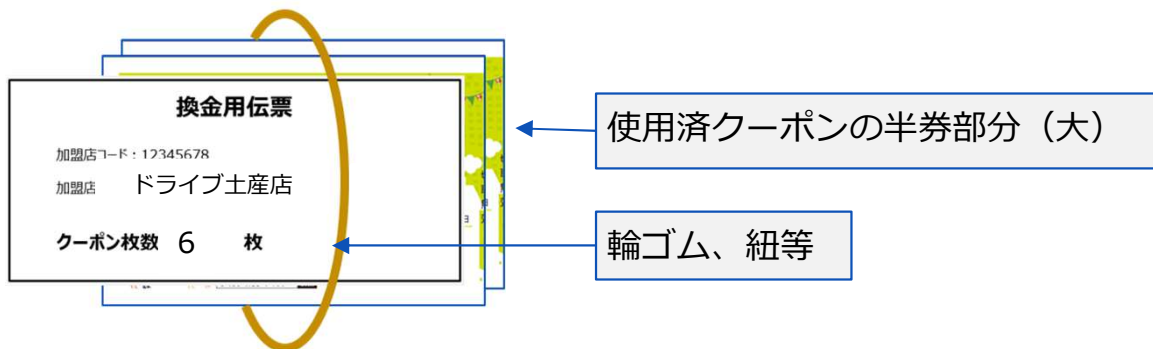
※伝票はコピーしたものをご利用いただいても結構です。

※換金用伝票の写しが必要な場合は、各店舗にてコピーをお取りください。

※ご送付いただけるのは特典クーポン券の半券部分（大）のみです。異種券を入れないようご注意ください。異種券が入っている場合は、着払いで返却させていただきます。

手順5 換金用伝票を表紙にして特典クーポン券の半券部分（大）と合わせて輪ゴム、紐等で束ねてください。

<イメージ>



特典クーポン券 封入時の注意事項

- ・クーポンの向き（表裏・天地）を揃えてください。
- ・店舗ごとに発送してください。（複数店舗のクーポンをまとめて1店舗が発送する場合は、店舗ごとに分かるよう換金伝票とクーポンをまとめてください）
- ・クーポンの本券部分であることをご確認ください。また見本券を誤って封入しないようご注意ください。
- ・換金用伝票にクーポンの合計枚数を正確に記入してください。換金伝票に書かれた枚数と実際に送られてきたクーポンの枚数に差異があった場合、実際に送られてきた枚数を正として入金します。

5.特典クーポン券の精算について

手順6 封筒に入れ、送付してください。

スターターキット内の「精算用封筒」に換金用伝票と特典クーポンの半券（大）を入れ、投函してください。1枚の封筒に入り切らない場合は、事務局までお問い合わせください。着払い伝票を別送いたします。

<イメージ>



受取人払い角2封筒

- ・入金の確認まで、加盟店控えの半券（小）は必ず保管しておいてください。
- ・事務局にクーポンが不達の場合、精算ができない場合がございます。

手順7 事務局にて審査します。

手順8 加盟店の登録口座へ振り込みます。

【入金について】

- ・換金請求の締め日から30日以内に入金いたします。

※入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受け付けます。

2週間を過ぎてからの異議申立てには原則として応じられません。

- ・取扱店舗ごとに締め日までに送付された使用済み特典クーポン券の副片を元に、締め日から**30日以内**に、ご登録いただいた口座に振り込みます（ただし、換金用伝票その他の書類に不備がある場合はさらに時間を要しますのでご注意ください）。

【締め日】2025年7月31日【入金日】2025年8月29日

※万が一30日経っても入金がない場合は運営事務局までお問い合わせください。

<2025年7月>

日	月	火	水	木	金	土
		1 クーポン 利用最終日	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31 締め日		

<2025年8月>

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29 入金日	30

6.特典クーポン券の利用対象（店舗）について

加盟登録が可能な店舗種類

対象分野	対象分野
土産物店・飲食店	道の駅、観光地の土産物店、県農産物を使った特産品販売所、県産品を取り扱う販売所、加工所、海産物、観光果樹園、工芸品店、陶芸品店、観光地の飲食店 等
体験施設	自然アクティビティ、動物園、観光牧場、観光農園、着物着付け所、サーキット場、ゴンドラ運営、マリーナ業、観光ボート業、観光釣り堀 等
入浴施設	日帰り入浴施設、温泉地の公衆浴場 等
清酒・ワイン醸造所	清酒、ワイン、ウィスキーを製造する工場と隣接している販売店 等
展覧施設	美術館、博物館、水族館、植物園、昆虫園、歴史建造物、科学館、資料館、天文台、城郭施設、公園、テーマパーク 等
宿泊施設	売店・日帰り入浴・食事 *宿泊代と宿泊に伴う追加飲食費代にはお支払いできません。
給油所	ガソリンスタンド
小売り	スーパー、コンビニエンスストア

※飲食店については、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと

■ 対象飲食店

食堂・レストラン・専門料理店・そば／うどん店・寿司屋・喫茶店 など

※レンタカー会社は加盟店の登録はできませんのでご注意ください。

特典クーポン券の注意事項

- ・特典クーポン券は商品の販売又は役務の提供などの取引に利用できます。
- ・特典クーポン券と現金の交換はできません。
- ・特典クーポン券の券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは出せません。
- ・特典クーポン券による支払で不足する分は現金等でお受け取りください。
- ・特典クーポン券を利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金はできません。
- ・特典クーポン券の盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、事務局で責任は負いません。
※特典クーポン券の盗難・紛失等の場合、損害賠償責任が発生する場合があります。
- ・特典クーポン券は初期不良を除き、交換はできません。

特典クーポン券の取扱店舗登録の取消し

下記事項が発覚した場合、特典クーポン券取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ① 申請内容に虚偽等があった場合
- ② 特典クーポン券取扱店舗が取扱要領の規定に違反した場合
- ③ 特典クーポン券の取扱いに関する事務局による指示に違反した場合
- ④ 特典クーポン券取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合

※ 事務局は、必要に応じて取扱店舗（取扱店舗からの換金請求をとりまとめる商店街・大型商業施設・その他の者を含む）から報告を求め、また、立入調査を行うことがあります。

※ 取扱店舗登録が取り消された場合、以後、特典クーポン券の取扱いを行うことはできません。

※ 不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となる場合があります。

その他留意事項

- ・取扱店舗の情報（名称、所在地、電話番号、業種等）は特典クーポン券の使えるお店として、レンタカーでHAPPYドライブキャンペーンのホームページに掲載いたします。
- ・本事業用にデザインされたレンタカーでHAPPYドライブキャンペーン特典クーポン券の肖像使用を含む広報告知物の作成については事前に事務局の承認が必要となります。
- ・取扱店舗は、取扱店舗としての地位を第三者に譲渡することはできません。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等することはできません。
- ・取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消しを希望する場合は、事務局に届出（運営事務局へ連絡）をお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況や国や県の方針等により、事業の停止を含めた本取扱要領に記載の内容が変更される可能性があります。

特典クーポン券の対象外となる商品・サービス提供

【行政機関等への支払い】

- ・ 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
- ・ 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）
- ・ 宝くじ（当せん金付証票法（昭和23 年法律第144 号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10 年法律第63 号）に基づくもの）
- ・ その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等）
※ ただし、行政機関が運営する博物館・美術館の入館料等は対象となります。

【日常生活における継続的な支払い】

- ・ 電気・ガス・水道・電話料金等
- ・ N H K放送受信料
- ・ 不動産賃料
- ・ 駐車場の月極・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象
- ・ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等） 換金性の高いものの購入
- ・ 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
- ・ プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ・ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）

【その他】

- ・ レンタカー特典クーポン券の利用エリア内でサービスが完結しないもの（旅行者が利用エリア外に出なければ可）
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等
- ・ 授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象
- ・ 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金
- ・ 既存の債務の弁済
- ・ 各種サービスのキャンセル料
- ・ 電子商取引
- ・ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 社会通念上不適当とされるもの
- ・ その他各取扱店舗が指定するもの

8.問い合わせ先

※本事業に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

レンタカーでHAPPYドライブキャンペーン運営事務局

【電 話】 平日 9:30～17:30（祝日を除く）

024-503-1432

【メール】 fukushima_dc@jtb.jp

よくある質問はホームページをご参照ください。

【URL】 <https://fukushima-happy-drive.jp/>

